

議案第 7 7 号

三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 8 月 3 0 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市地域集会所設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

三次市十日市集会所	三次市十日市中一丁目 1 2 番 1 0 号
三次市八次集会所	三次市畠敷町 1 6 6 0 番地 3
三次市下原集会所	三次市十日市西四丁目 9 番 1 7 号

」を

「

三次市十日市集会所	三次市十日市中一丁目 1 2 番 1 0 号
-----------	------------------------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。